

## 木次線利用促進実証事業費助成金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、木次線の利用者増加を目的として行う利用促進プランの開発及び実証研究（以下「木次線利用促進実証事業」という。）に対し、木次線沿線の住民組織や団体等（以下「住民団体等」という。）が取り組んだ際、その費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

### （対象事業）

第2条 木次線利用促進実証事業は、住民団体等が実施する木次線の利用促進プランの開発に向けた研究及び調査を対象とするほか、木次線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）が特に必要と認める事業を助成対象とする。

### （交付限度額）

第3条 1件あたりの交付額は、5万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

### （申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする住民団体等（以下「申請団体等」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請を行うものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知（様式第2号）により、申請団体等へ通知するものとする。

### （変更申請）

第5条 申請団体等が、前条の規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

### （実績報告）

第6条 事業が完了した場合は、申請団体等は速やかに実績報告書（様式第4号）により、協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書（様式第5号）により申請団体等へ通知するものとする。

### （支払）

第7条 事業が完了した場合は、申請団体等は速やかに請求書（様式第6号）により、協議会へ提出し、協議会は、交付決定額を支払うものとする。

2 交付決定後の事業実施に際し、概算払を必要とする場合には、概算払申請書（様式第7号）により、協議会へ概算払申請を行い、適当と認めたときは、概算払いを行うものとする。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長がこれを決定する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。